

## 認証地域貢献企業からの物品調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府が発注する物品の調達に当たり、入札等の競争性、契約の公平性、適正な履行の確保及び予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者雇用若しくは労働環境の整備又は地域における防災活動に積極的に取り組み、府の認証等を受けている認証地域貢献企業の受注機会の拡大を図り、企業等の地域貢献活動を促進するため、認証地域貢献企業からの物品の調達に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品の調達 物品の買入れ及び物品の製造の請負
- (2) 競争入札参加資格者名簿登載者 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号。以下「入札参加資格審査要綱」という。）に基づく参加資格を有する者
- (3) 認証地域貢献企業 次のアからウまでのいずれにも該当する者であって、第4条の規定による登録を受けたもの
  - ア 京都府内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。）
  - イ 競争入札参加資格者名簿登載者であって、京都府と直接取引を希望する事業所として登録されている者のうち、次のいずれかに該当する者
    - (ア) 障害者雇用推進企業 京都府障害者雇用推進企業（京都はあとふる企業）認証事業実施要綱に基づき府の認証を受けている者
    - (イ) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づき府の認証を受けている者
    - (ウ) 京都わかもの自立応援企業 京都わかもの自立応援企業認証制度実施要綱に基づき府の認証を受けている者
    - (エ) 消防団協力事業所 事業所の所在する市町村の規定に基づき認定を受けている者（職員が消防団活動を理由として、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について不利な取扱いを受けない旨を内部規則で定めており、かつ、前年度において職員が勤務時間中に消防団員として活動している実績があるものに限る。）
  - ウ 次条の規定による申請の日前1年以内に法令違反による行政処分等並びに府税及び社会保険料の滞納がない者

(申請)

第3条 認証地域貢献企業の登録を受けようとする者は、認証地域貢献企業登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 前条第3号イに掲げる認証等（以下「地域貢献認証等」という。）を証する書類の写し
- (2) 消防団協力事業所にあつては、内部規則の写し及び申請の日前1年間に係る消防団活動実績についての市町村長の証明書

(登録等)

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは審査を行い、適格と認めるときは認証地域貢献企業の登録を行う。

2 前項の審査の結果は、認証地域貢献企業登録申請結果通知書（別記第2号様式）により申請者宛て通知する。

3 競争入札参加資格者名簿登載者でない者が認証地域貢献企業の登録を希望するときは、当該登録申請と同時に入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定による申請を行うことができる。

(登録資格の有効期間)

第5条 認証地域貢献企業の登録資格の有効期間は、入札参加資格審査要綱第9条に規定する参加資格の有効期間の範囲において、次に掲げる期間内とする。

(1) 障害者雇用推進企業、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業及び京都わかもの自立応援企業 それぞれの認証の有効期間

(2) 消防団協力事業所 当該市町村の認定の有効期間内において、第3条第2号に規定する市町村長の証明書に記載された期間の翌1年間

(変更届)

第6条 認証地域貢献企業の登録を受けた者（以下「認証地域貢献有資格者」という。）は、登録内容に変更があったとき、又は地域貢献認証等の更新若しくは消防団協力事業所にあつては登録に係る活動実績期間の後における活動の実績があった場合において、引き続き認証地域貢献企業の登録を希望するとき、及び入札参加資格審査要綱第11条に規定する参加資格を承継したものが第2条第2号及び同条第3号に掲げる要件を満たし、承継資格に基づき認証地域貢献企業の登録を希望するときは、認証地域貢献企業登録変更届（別記第3号様式）に次の書類を添付して遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 障害者雇用推進企業、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業及び京都わかもの自立応援企業 それぞれの認証の更新を証する書類の写し

(2) 消防団協力事業所 届出前1年間に係る消防団活動実績についての市町村長の証明書

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更を行うことが適当であると認めた場合は、認証地域貢献企業登録変更通知書（別記第4号様式）により届出者宛て通知する。

(辞退届)

第7条 認証地域貢献有資格者は、次のいずれかに該当するときは、認証地域貢献企業登録辞退届（別記第5号様式）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 第2条第2号又は同条第3号に該当しなくなったとき。

(2) 競争入札参加資格者名簿に登載された取引希望種目の営業を廃止したとき。

(3) 第6条第1項に規定する地域貢献認証等の更新がなされた場合において、引き続き登録を希望しないとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに認証地域貢献企業の登録を抹消する。

(登録資格の取消等)

第8条 知事は、認証地域貢献有資格者が次のいずれかに該当するときは認証地域貢献企業登録の資格を取り消すとともに、2年間を限度として当該登録の受付を停止し、認証地域貢献企業登録取消・受付停止通知書（別記第6号様式）により該当者宛て通知する。

(1) 地域貢献認証等の更新があった場合において、第6条第1項又は前条第1項に規定する届出がないとき。

(2) 前条第1項第1号又は同項第2号に該当することが府の調査により判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが府の調査により判明したとき。

(認証地域貢献企業の公表)

第9条 知事は、認証地域貢献企業の登録又は取消等を行ったときは、認証地域貢献有資格者の名簿を府のホームページ等で公表する。

(認証地域貢献企業の指名等)

第10条 知事は、認証地域貢献有資格者が取引を希望する種目に該当する物品の調達を指名競争入札により行うときは認証地域貢献有資格者から指名することができる。また、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限る。）により調達するときは予算の適切な執行に配慮しつつ、認証地域貢献有資格者と契約を締結することができる。

(契約要項の公表)

第11条 知事は、前条に規定する指名競争入札又は随意契約により契約を締結したときは、その契約要項を公表することができる。

(再委託等の禁止)

第12条 第10条に規定する入札等により受注した認証地域貢献有資格者は、原則として当該受注業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてならない。

(グリーン配送に関する宣言)

第13条 認証地域貢献有資格者は、「環境にやさしい配送宣言」「エコドライブ宣言」に積極的に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成23年12月12日から施行する。

(適用範囲)

2 この要領は、当分の間、物品の調達のうち、総務部入札課が行うもの及び広域振興局が事務費の執行により行うものに適用する。

(経過措置等)

3 この要領の施行の際、現に「京都モデル」子育て応援中小企業認証制度要綱に基づき京都府認証京の子育て応援企業の認証を受けているものについては、第2条第3号イに規定する「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業とみなしてこの要領を適用する。

4 第10条に規定する指名競争入札については、同条の規定による随意契約の締結についての運用の状況及び第4条の規定による認証地域貢献資格者の登録の状況を考慮し、入札等の競争性、契約の公平性、適正な履行の確保及び予算の適正な執行について検証、確認を行った上で、その適用を検討するものとする。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月25日から施行する。